

特別養護老人ホーム サンホームふじみ 料 金 表

令和7年8月1日より適用

要介護	負担段階	日 額							月 額					介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑩ (31日)注2	地域区分7級地⑪ (31日)注2	31日の合計	2割負担	3割負担
		基本料金①	日常生活継続支援加算Ⅰ②注1	夜勤職員配置加算Ⅲイ③	看護体制加算Ⅰイ④	栄養ケアマネジメント強化加算⑤	食 費	居住費	貴重品管理料	科学的介護推進体制加算Ⅱ⑥	口腔衛生管理加算Ⅱ⑦	褥瘡ケアマネジメント強化加算Ⅱ⑧	排せつ支援加算Ⅲ⑨					
1	第1段階	¥589					¥300	¥0	¥3,000	¥50	¥110	¥13	¥20	¥2,935	¥335	¥36,533		
	第2段階						¥390	¥430								¥52,653		
	第3段階①						¥650	¥430								¥60,713		
	第3段階②						¥1,360	¥430								¥82,723		
	第4段階						¥1,780	¥915								¥110,778		
2	第1段階	¥659					¥300	¥0	¥3,000	¥50	¥110	¥13	¥20	¥3,239	¥370	¥38,849		
	第2段階						¥390	¥430								¥54,969		
	第3段階①						¥650	¥430								¥63,029		
	第3段階②						¥1,360	¥430								¥85,039		
	第4段階						¥1,780	¥915								¥113,094		
3	第1段階	¥732	¥36	¥28	¥6	¥11	¥300	¥0	¥3,000	¥50	¥110	¥13	¥20	¥3,555	¥406	¥41,464		
	第2段階						¥390	¥430								¥57,584		
	第3段階①						¥650	¥430								¥65,644		
	第3段階②						¥1,360	¥430								¥87,654		
	第4段階						¥1,780	¥915								¥115,709		
4	第1段階	¥802					¥300	¥0	¥3,000	¥50	¥110	¥13	¥20	¥3,859	¥440	¥43,972		
	第2段階						¥390	¥430								¥60,092		
	第3段階①						¥650	¥430								¥68,152		
	第3段階②						¥1,360	¥430								¥90,162		
	第4段階						¥1,780	¥915								¥118,217		
5	第1段階	¥871					¥300	¥0	¥3,000	¥50	¥110	¥13	¥20	¥4,159	¥475	¥46,446		
	第2段階						¥390	¥430								¥62,566		
	第3段階①						¥650	¥430								¥70,626		
	第3段階②						¥1,360	¥430								¥92,636		
	第4段階						¥1,780	¥915								¥120,691		

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり老齢福祉年金受給者 は、介護保険適用外
第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。預貯金等が単身で650万、夫婦で1650万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。
第3段階対象者①：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上120万円以下の方。預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。
第3段階対象者②：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が120万円超の方。預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合対象外。
第4段階対象者：世帯及び本人（配偶者含む）が市町村民税を課税されている方。
※入居者が非課税であっても①配偶者が課税されている場合は対象外です。
介護保険負担割合証により自己負担額は1割負担または2割、3割負担となります。

注1 日常生活継続支援加算を算定しない時には、サービス提供体制加算Ⅰ（22円/日）またはⅡ（18円/日）が算定されます。
日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方が算定されます。
注2 介護職員等処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑩は、1カ月の総額《【(①+②+③+④+⑤)×利用日数+(月額⑥+⑦+⑧+⑨)】×14/1,00》で算定されます。
介護職員等処遇改善加算：令和6年6月より以前の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の加算に1本化されたものになります。
地域区分7級地⑪は、1カ月の総額《【(①+②+③+④+⑤)×利用日数+(月額⑥+⑦+⑧+⑨)+⑩】×14/1,000》で算定されます。
初期加算・・・入居された日から30日以内の期間について30円/日。30日を超える入院後、退院され施設に戻られた場合も同様に30円/日。
安全体制加算・・・入居された月に20円となります。
看取り介護加算・・・施設で看取りを行った場合には、死亡日以前31～45日までは78円、4～30日までは144円、前日・前々日は680円、死亡日には1,280円となります。
（但し、死亡前45日を限度として死亡日に加算されます）
口腔衛生管理加算・・・個別に、月2回以上の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合には、加算Ⅰ（90円/月）。計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合には、加算Ⅱ（110円/月）。
療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、1回6円（3食18円）
栄養ケアマネジメント強化加算・・・管理栄養士を基準通り配置し低栄養状態のリスクが高い入居者に対し医師、管理栄養士、看護師等が共同した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い調整等を行った場合には11円/日
排せつ支援加算・・・全ての入居者に対して定期的な評価を行い、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれる方に対し、医師、看護師、介護支援専門員が共同して支援計画を作成し実施した場合は、加算Ⅰ（10円/月）
加算Ⅰの要件をみたしている、状態が改善されている場合は、加算Ⅱ（15円/月）。加算Ⅰ・Ⅱの要件をみたしている場合は、加算Ⅲ（20円/月）
褥瘡マネジメント加算・・・全ての入居者に対して定期的な評価を行い、褥瘡が発生するリスクがあるとされた方ごとに多職種が連携して褥瘡管理、ケア計画書を作成し実施、褥瘡がある場合には、加算Ⅰ（3円/月）褥瘡の発生がない場合には、加算Ⅱ（13円/月）。
科学的介護推進体制加算・・・入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況、疾病等の情報を厚生労働省に提出した場合には加算Ⅰ（40円/月）サービス計画等に活用した場合には、加算Ⅱ（50円/月）
自立支援促進加算・・・医師が入居者ごとに入所時に自立支援に関わる医学的評価を行い、促進が必要であるとされた方ごとに医師、看護師、介護職、介護支援専門員、多職種が共同した支援計画をご家族やご本人に説明し、ケアを実施した場合には、300円/月）。

* 1ヶ月の利用料は、日割りの為、月によって変動があります。
* 医療費・薬代は実費。
* 個人で居室等で使用される電化製品利用管理費（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1電化製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い電化製品は要相談）。
* 散髪代は、2,000円/回（実施は2か月に1回）
* 排せつに使用する紙おむつ等は上記利用料に含まれております。